

# 山口県報

平成20年  
8月22日  
(金曜日)

## 目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

保安林予定森林(周南市)(森林整備課) ..... 六

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課) ..... 六

道路の位置の指定(建築指導課) ..... 六

公告

山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催(環境政策課) ..... 七

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課) ..... 七

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課) ..... 八

家畜商講習会の開催(流通企画室) ..... 八

### 山口県告示第三百九十三号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年八月二十二日から同年九月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 出光興産株式会社  
住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 出光興産株式会社徳山工場  
所 在 地 周南市宮前町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
三三一口	一五四	平成二〇、 九、二五	平成二一、 九、三〇	平成二一、 一〇、一
備考	「三三一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。			

間隔 連続 二四時間 変動なし

使用の間隔 一日当たり 季節的変動の概要

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質濃度 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
活性炭吸着処理施設	処理後	"	八・五	三〇	〇・五	"
	処理前	"	"	"	"	"
活性汚泥処理施設	処理後	七	四〇	八〇	二	"
	処理前	"	四〇〇	四七〇	一〇	六八七
オイルセパレーター	処理後	"	三三〇	五六〇	五	"
	処理前	八	三四〇	六一〇	一〇	九〇五
種 類	通 常	八	三三〇	六一〇	一〇	一・五
	最 大	九・六	六二〇	三〇	二五	二
種 類	通 常	八	三三〇	六一〇	一〇	一・五
	最 大	九・六	六二〇	三〇	二五	二

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季節的変動の要	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		
							工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
活性炭吸着処理施設	鉄 製	"	活性炭吸着	"	"	"	(既)	"	(設)
活性汚泥処理施設	"	一、四〇〇	活性汚泥	"	"	"	"	"	"
オイルセパレーター	コンクリート製	三六〇、〇〇〇	油水分離	連続	二四時間	変動なし	"	"	"

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質濃度 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
三三一口	八	一五	五五	三〇	六〇
通 常	八	一五	五五	三〇	六〇
最 大	一〇・六	二〇	六〇	四〇	七二
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。				

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 6 排水口	No. 5 排水口	No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
						通常	最大	
"	"	"	"	"	七・九	七・四	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
八・五	六・五	"	"	"	八・五	二・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	"	"	"	"	"	五	浮遊物質 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
"	"	"	"	"	"	五	最大	
"	"	"	"	"	"	一〇	最大	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
"	"	"	"	"	"	〇・五	最大	
"	"	"	"	"	"	〇・三	最大	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
"	"	"	"	"	"	〇・五	最大	
"	"	"	"	"	"	〇・〇三	最大	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
"	"	"	"	"	"	〇・一	最大	
七五、二〇〇	一五九、四二〇	四〇二、一三〇	二〇、〇〇〇	二二四、五〇〇	一五五、〇五〇	通常	燃	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
七九、〇〇〇	二九一、二六〇	四七二、五七九	四〇、〇〇〇	二五八、一〇〇	一八六、九〇〇	最大		

山口県告示第三百九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年八月二十二日から同年九月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 出光興産株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 出光興産株式会社徳山工場

所在地 周南市宮前町一番一号

三 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

活性汚泥処理施設		オイルセパレータ						種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通 常	最 大
七	"	"	"	"	"	"	"	八	八
"	"	八・六	"	"	"	"	"	九・六	九・六
四〇	"	四〇〇	"	三三〇	"	二四〇	"	三四〇	三六〇
八〇	"	四七〇	"	五六〇	"	六二〇	"	六二〇	六二〇
"	"	"	"	一〇	"	一五	"	一五	一五
"	"	三〇	"	二〇	"	三〇	"	三〇	三〇
二	"	一〇	"	五	"	一〇	"	一〇	一〇
"	"	"	"	"	"	二五	"	二五	二五
"	"	"	"	"	"	四〇	"	四〇	四〇
"	"	"	"	"	"	一・五	"	一・五	一・五
"	"	"	"	"	"	二	"	二	二
五二七	六八七	五二七	九〇五	七四五	九〇五	七四五	九〇五	七四五	七四五
七四六	九一八	七四六	一、一五八	九八六	一、一五八	九八六	九八六	九八六	九八六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七〇」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。		七四		七〇		種 類	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
"	"	"	七	"	八	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	八・六	"	九・六	最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	八・五	"	四〇	"	三四〇	通 常	浮遊物質 (mg/l)
"	三〇	"	八〇	"	六二〇	最 大	室 態 の 値
"	五	"	"	"	一〇	通 常	窒 素 (mg/l)
"	一〇	"	三〇	"	二〇	最 大	燐 (mg/l)
"	"	"	"	"	二五	通 常	汚水等の一日当たりの量 (m³)
"	"	"	"	"	四〇	最 大	
"	"	"	"	"	一・五	通 常	
"	"	"	"	"	二	最 大	
六八七	五二七	六八七	五二七	九〇五	七四五	通 常	
九一八	七四六	九一八	七四六	一、一五八	九八六	最 大	

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 6 排 水 口		No. 5 排 水 口		No. 4 排 水 口		No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七・九	通 常 最 大
"	八・六 五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八・七 五	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二・六	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇	浮遊汚染物質 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・五	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・三	室 内 大 気 中 の 二 酸化 硫 素 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・三	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・一	通 常 最 大
"	七五、二〇〇	"	一五九、四二〇	四〇二、一三〇	四〇一、九七〇	"	二〇、〇〇〇	"	二三四、五〇〇	"	一五五、〇五〇	通 常 最 大	排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
"	七九、〇〇〇	"	二九一、二六〇	四七二、五七九	四七二、四〇七	"	四〇、〇〇〇	"	二五八、一〇〇	"	一八六、九〇〇	通 常 最 大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

設 活 性 炭 吸 着 処 理 施 設				
処理後		処理前		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	八・五	"	"	"
"	三〇	"	"	"
"	五	"	"	"
"	一〇	"	"	"
"	〇・五	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
六八七	五二七	六八七	五二七	六八七
九一八	七四六	九一八	七四六	九一八

山口県告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大潮字大平一〇二の二、一〇二の三、字小河内四六一、四六二、四七

六、字竹ノ後一四四九、二〇七六、二〇七八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大道理字折尾二〇〇〇の一、二〇二六の一、二〇二六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第千六百号）、保安林の指定をする

件（平成七年農林水産省告示第千六百六十七号）、保安林の指定をする件（平成八年農

林水産省告示第四百五十一号）及び保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示

第千三百一十号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係る

ものに限る。）による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済部林業振興課及び防府市産業振興部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥字神過一三三の三、一三三六の四及び一三三六の四、先並びに字埜二九九の四	幅 (メートル) 六・〇	延 (メートル) 二二・二	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 八六・五一
---	--------------------	---------------------	------------------------------------



(三四七) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例(平成十年山口県条例第三十七号)第四十三条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関成

一日時、場所等

日 時 場 所

平成二〇、一〇、一五 山口県周南総合庁舎 収容人員 三〇人程度  
午後一時三〇分

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社トクヤマ

氏名 中原 茂明

所在地 周南市御影町一番一号

三 対象事業の名称、種類及び規模

名称 徳山製造所東発電所第三号発電設備設置事業

種類 発電所の設置

規模 三〇万キロワット

四 対象事業実施区域

周南市晴海町

五 公述の申出の手續

(一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成二十年九月二十九日までに、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面(以下「公述申出書」といふ。)を山口市滝町一番一号(郵便

番号七五三一八五〇一)山口県環境生活部環境政策課に提出してください。

(二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定します。

(三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

六 その他

(一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。

(二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課(電話〇八三一九三三―二九三三)にしてください。

(三四八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年八月二十二日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク桜木店

所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミコー食品

住所 岩国市玖珂町一〇〇二の一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	食品館レッツ周南桜木店	アルク桜木店	アルク桜木店
		代表者の氏名	沼本 盛衛



大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミコー食品	株式会社ミコー食品	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	土田 素己	土田 素己	防府市大字江泊一九三六	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	東洋食品株式会社	東洋食品株式会社	藏澄 均	株式会社丸久	株式会社丸久

四 届出年月日  
平成二十年八月八日  
変更年月日  
平成二十年八月九日

(三四九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年八月二十二日から同年十二月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク桜木店  
所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ミコー食品 岩国市玖珂町一〇〇二の一  
代表者の氏名 沼本 盛衛
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
駐車場の収容台数	株式会社丸久	二七台	一一八台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前七時から午後一時	午前八時三〇分から午後一時二〇分まで
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社丸久	午後七時から午後一時	午後八時三〇分から午後一時二〇分まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社丸久	午前七時から午後五時まで	午前七時から午後五時まで
駐車の自動車の出入口の数	株式会社丸久	三箇所	四箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	株式会社丸久	午前七時から午後五時まで	午前七時から午後五時まで

四 届出年月日  
平成二十年八月八日  
変更年月日  
平成二十年八月九日

(三五〇) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十年八月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習の対象となる者
- 二 講習の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 三 講習会の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十年十一月十一日(火曜日)及び同月十二日(水曜日)の午前九時から午後五時まで
- (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室
- 三 講習の科目及び時間



科	目	時 間
家畜の取引に関する法令		四
家畜の品種及び特徴		四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)をはって、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部流通企画室に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十年十月十七日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部流通企画室(電話〇八三―九三三―三五五六)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

平成二十年八月二十二日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）